

山梨大学工学部土木環境工学科 学生向け

山梨県内の建設業界の現状と展望および 県内各社（会員企業）の紹介資料

～建設業協会より県内建設業界の説明～

日時：平成27年4月2日（木）15:00～

場所：山梨大学工学部

一般社団法人 山梨県建設業協会

I 本県建設産業の現状について

1) 本県経済に占める位置付け

建設産業は、県土の保全や生活環境の整備などいわゆる県民の安心・安全を守るための社会資本整備の担い手であり、また、県内就業者数の約 1 割を占めるなど、基幹産業として地域経済の安定・発展に大きな役割を果たしている。

2) 建設投資、建設業許可業者数及び雇用の推移

公共・民間を合わせた全国の建設投資は、バブル経済崩壊直後の平成 4 年度に約 84 兆円でピークを迎えたが、その後の景気の低迷により、平成 22 年度には 44 兆円まで落ち込んだが、平成 25 年度には 50 兆円にまで回復しているが、ピーク時に比べ約 40%の減少となっている。

本県においても、全国と同様に、公共・民間を合わせた建設投資は、平成 4 年度に 8,360 億円でピークを迎えたが、平成 21 年度には 3,516 億円となり、その後平成 24 年度には 4,046 億円まで回復したが、ピーク時に比べ 48.4%の減少となっている。

一方、本県の建設業許可業者数は、平成 24 年度は 3,557 業者で、ピーク時の平成 16 年度の 4,280 業者に比べて約 17%の減になっている。

建設投資の大幅な減少と変動の少ない建設業許可業者数による供給過剰構造により、建設産業はかつてない厳しい経営を余儀なくされている状況にある。

また、建設産業の雇用情勢については、ピーク時である平成 7 年度の建設就業者は、51,331 人であったが、その後減少に転じ、平成 22 年度には 33,399 人となっており、ピーク時に比べ 34.9%の減少となっている。

3) 本県建設事業者の経営状況

建設事業者の倒産状況は、ピーク時の平成 20 年度において、倒産件数が 50 件、負債総額が約 288 億となっていたが、平成 25 年度は、倒産件数が 8 件で、負債総額は 8.4 億円と大幅に減少している。

雇用状況においては、高齢化社会の影響もあり、就労者の高齢化が進んでおり、55 歳以上の就労者数を例にとると、平成 4 年に 22%であったものが、平成

24年には34%に上昇しており、若年就業者が減少している。また、賃金水準も本県の中でも低い業種となっている。

更に新規大卒・院卒の入職者数は、平成4年に2.9万人であったものが、平成24年には1.9万人と33%の減少となっている。

4) 建設産業を取巻く状況の変化

国・地方自治体等においては、品質を確保しつつコストを縮減する事が求められており、新たな制度として、総合評価落札方式等企業からの技術提案を評価する多様な入札方式が導入されている。

また、経済社会のIT化が加速する中で、国・地方自治体等が入札・工事管理等の事務処理に情報通信システムを導入、建設事業者にも情報化の対応が求められている。

5) 国家資格者の推移と県内の評価

		全国	山梨県
土木施工管理技士	1級	658,525名	4,824名(平成25年度調べ)
	2級	1,286,322名	13,061名(〃)

○山梨県発注工事においては、概ね3,000万円以上の工事については、入札金額以外の会社の評価、配置予定技術者の評価などを考慮した総合評価落札方式が採用されている。

この中で、1級土木施工管理技士には1点の加点がされている。

○1級土木施工管理技士試験の受験資格は、大学の土木系学科を卒業すれば3年の実務経験を積むことにより受験資格が得られる。

しかし、昨今1級土木の合格率は低い傾向にあり、難しくなっている。

(合格率 全国平均)	平成26年度	学科	58.5%	実地	39.5%
	25		60.0		35.3
	24		54.8		34.6
	23		40.8		20.8
	22		53.0		18.5
	21		50.9		19.1
	20		70.5		25.9

II 建設業者と、一般社団法人山梨県建設業協会の概要について

1 建設業を営むには許可が必要

【建設業の許可】

建設工事の完成を請け負うことを営業するには、その工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、建設業法第3条に基づき建設業の許可を受けなければならない。

- ただし、①建築一式工事については、工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事または延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事
②建築一式工事以外の建設工事については、工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事のような「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する場合には、建設業の許可を受けなくてもよい。

【許可の区分】

1. 大臣許可と知事許可

建設業の許可は、国土交通大臣または都道府県知事が許可を行う。

2. 一般建設業と特定建設業

建設業の許可は、下請契約の規模等により「一般建設業」と「特定建設業」の別に区分して行う。

この区分は、発注者から直接請け負う工事1件につき、3,000万円（建築工事業の場合は4,500万円）以上となる下請契約を締結するか否かで区分される。

3. 業種別 許可制

建設業の許可は、建設工事の種類ごと（業種別）に行う。

建設工事は、土木一式工事と建築一式工事の2つの一式工事のほか、26の専門工事の計28の種類に分類されており、この建設工事の種類ごとに許可を取得することとされている。

【山梨県の入札参加資格区分】

等級格付	土木一式	A~D	(4等級)
	建築一式	A~D	〃
	電気	A~C	(3等級)
	管	A~C	〃
	舗装	A~B	(2等級)

2 一般社団法人山梨県建設業協会に加入している会員企業について

会員数 295 社 (平成 26 年度末 277 社)

(建設業法により許可を受けた県内に本店・支店をおく、信用のある者)

所属する地区

甲府地区	95 社	}	+ 県外会員	3 社	= 合計	295 社
塩山	25 社					
笛吹	13 社					
市川	48 社					
身延	26 社					
峡北地区	20 社					
富士・東部	62 社					
所属無し	3 社					

等級別会員数

土木一式	A	81 社 (99%)	B 81%	C 41%	D 10%
建築一式	A	36 社 (86%)	B 52%	C 41%	D 13%
舗装	A	61 社 (91%)	B 52%		